



一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

29み令環第869号

住 所 瀬戸市山の田町43番地の303

氏 名 有限会社岩田清掃

代表取締役 岩 田 勝 次

平成30年2月23日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり許可する。

平成30年3月6日

みよし市長 小野田 賢 治



|         |  |
|---------|--|
| 許可事業種別  | 一般廃棄物処理業（収集及び運搬業）  |
| 廃棄物の種別  | 事業系一般廃棄物   |
| 許 可 期 限 | 平成30年4月1日から平成32年3月31日  |
| 許 可 条 件 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を遵守すること。</li><li>2 本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則その他市の指示に従うこと。</li><li>3 法律等が改正された場合、若しくは市長が必要と認めるときは許可を取り消し、条件を変更し、又は別に定める指示をすることがある。</li><li>4 収集対象は、みよし市内事業所から出る一般廃棄物に限る。</li><li>5 処分の方法は、特に申請のあったもの以外は、尾三衛生組合東郷美化センター（東郷町内）へ搬入するものとする。</li><li>6 上記5以外の方法において処分をしようとするときは、市と協議の上、市の指示に従うこと。</li></ol> |



一般廃棄物処理業申請事項変更届出書

平成 年 月 日

みよし市長 殿

事業所の所在地

申請者 瀬戸市 岩田町 33番地の303

名称及び代表者名  
株式会社 岩田清掃

代表取締役 岩田勝次



記

|          |               |
|----------|---------------|
| 許可事業種別   | 事業系一般廃棄物収集運搬業 |
| 変更事項 (新) | 株式会社 岩田清掃     |
| 変更事項 (旧) | 有限会社 岩田清掃     |
| 変更理由     | 商号変更の為        |

※添付書類

イ変更を証する書類

ロ許可証の写し

COPY